労政555 メールマガジンNo34 (2017.2.13)

## ◇◆◇目次◇◆◇

- 1. 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が改正されました。
- 2. 【無料】講師派遣のご案内

~改正法や、マタハラ・パワハラなどの防止措置について学びませんか~

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

1. 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が改正されました。

平成29年1月1日より育児・介護休業法が改正され、介護しながら働く方や、有期契約労働者の方が、介護休業・育児休業を取得しやすくなりました。

職場で、そして家庭で、あなたを必要としている人たちのために、制度を活用して効率の良い時間の使い方を実現してください。

また、同じく平成29年1月1日より男女雇用機会均等法が改正され、いわゆるマタハラ・パワハラなどの防止措置が新設となりました。

改正内容の詳細につきましては、下記の URL にてご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji\_h28\_06.pdf

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

2. 【無料】講師派遣のご案内

~改正法や、マタハラ・パワハラなどの防止措置について学びませんか~

市では、企業などがワーク・ライフ・バランスに関する研修会等を行なう場合、専門講師を派遣 しています。その際、講師料と旅費は市が負担しますので、企業のご担当者様には研修のテーマや 日時、会場を決定していただくだけで研修を開催していただけます。

是非この制度を活用し、改正法やマタハラ・パワハラなどの防止措置についてなど、学ぶ機会を つくりませんか。

詳しくは、下記 URL をご覧ください。

http://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000025/1000133/1004119.html

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル:【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本 文:事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先: rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。